

# 香川高等専門学校技術教育支援センター規則

平成 22 年 3 月 4 日制定

## (趣旨)

**第 1 条** この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第 12 条及び香川高等専門学校内部組織規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校技術教育支援センター（以下「技術教育支援センター」という。）に関し必要な事項を定める。

## (目的)

**第 2 条** 技術教育支援センターは、技術に関する専門的業務を組織的かつ効果的に処理するとともに、技術職員（施設系の技術職員を除く。以下同じ。）の職務遂行に必要な能力及び資質の向上を図り、もって教育、研究及び社会貢献に資することを目的とする。

## (キャンパス技術教育支援室)

**第 3 条** 技術教育支援センターに、高松キャンパス技術教育支援室及び詫間キャンパス技術教育支援室（以下「各キャンパス技術教育支援室」という。）を置く。

## (業務)

**第 4 条** 技術教育支援センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教育、研究及び社会貢献に関する技術支援の基本計画の策定に関すること。
- 二 学生の実験、実習、卒業研究、行事の技術指導及び安全確保に関すること。
- 三 情報処理、情報ネットワークの支援に関すること。
- 四 教育、研究及び社会貢献に関する技術支援に関すること。
- 五 技術資料の作成、保管及び提供等に関すること。
- 六 機器、薬品等の管理並びに災害防止に関すること。
- 七 技術の継承及び保存並びに技術向上のための技術研修、技術発表会及び技術講演会等の企画、実施等に関すること。
- 八 地域連携事業及び各種イベントへの技術協力に関すること。
- 九 所掌業務の調査統計及び諸報告に関すること。
- 十 その他の重要な技術的業務に関すること。

## (技術班)

**第 5 条** 各キャンパス技術教育支援室に、前条各号の業務を遂行するため、次の各号に掲げる技術班を置く。

一 第一技術班

二 第二技術班

2 各技術班は、主として次の業務を行うとともに、他の班と連携して効果的な運用を図るものとする。

	高松キャンパス	詫間キャンパス
第一技術班	機械系に関する業務	電子・通信系、物理・化学に関する業務
第二技術班	電気・情報・建設系に関する業務	情報・制御系に関する業務

3 技術教育支援センターは、前2項の他、必要に応じて特別な業務にあたることができる。

(組織)

**第6条** 技術教育支援センターは、次に掲げる者をもって組織する。

一 技術教育支援センター長（以下「センター長」という。）

二 技術教育支援副センター長（以下「副センター長」という。）

三 高松キャンパス技術教育支援室長（以下「高松キャンパス室長」という。）

四 詫間キャンパス技術教育支援室長（以下「詫間キャンパス室長」という。）

五 技術長

六 技術専門員

七 技術班長

八 技術専門職員

九 技術職員

2 前項第三号から第四号に掲げる者は、各キャンパスの副校長をもって充てる。

3 センター長、副センター長は、高松キャンパス室長及び詫間キャンパス室長が兼務し、校長が任命する。

4 技術長は各キャンパス技術教育支援室に置き、技術専門職員のうちから校長が任命する。

5 技術教育支援センターに極めて高度な専門技術を有する者を技術専門員として置くことができる。前項にかかわらず、校長は技術専門員を技術長に任命することができる。

6 技術班長は、技術専門職員のうちから校長が任命する。

(職務)

**第7条** センター長は、校長の命を受け、技術教育支援センターの業務を統括する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 高松キャンパス室長は、高松キャンパス技術教育支援室の業務を統括する。
- 4 詫間キャンパス室長は、詫間キャンパス技術教育支援室の業務を統括する。
- 5 技術長は、各キャンパス技術教育支援室の業務を処理するとともに、技術班を統括する。
- 6 技術専門員は、上司の命を受け、極めて高度な専門的な技術をもって、各キャンパス技術教育支援室の業務を処理する。
- 7 技術班長は、上司の命を受け、各キャンパス技術教育支援室の業務を処理するとともに、各技術班の業務の円滑な遂行に努め、必要な連絡調整を行う。
- 8 技術専門職員は、上司の命を受け、高度の専門的な技術をもって、各キャンパス技術教育支援室の業務を処理する。
- 9 技術職員は、上司の命を受け、各キャンパス技術教育支援室の業務を処理する。  
(技術教育支援センター委員会)

**第8条** 技術教育支援センターの運営に関し、次の各号に掲げる事項を審議するため、技術教育支援センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 技術教育支援センターの管理・運営に関すること。
  - 二 技術教育支援センターの業務計画に関すること。
  - 三 技術教育支援センターの研修計画に関すること。
  - 四 技術教育支援センターの人事に関すること。
  - 五 その他技術教育支援センターの重要事項に関すること。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
    - 一 センター長
    - 二 副センター長
    - 三 高松キャンパス室長
    - 四 詫間キャンパス室長
    - 五 技術長
    - 六 技術班長
    - 七 その他校長が必要と認める者
  - 3 前項第七号の任期は1年とし、再任を妨げない。
  - 4 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
  - 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

**第9条** 委員会が必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会には主査を置き、前条第2項第一号から第四号の委員をもって充てる。

3 主査は、専門部会を招集し、その議長となる。

4 専門部会は、その審議内容を委員会に報告するものとする。

(技術教育支援センターの利用)

**第10条** 技術教育支援センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

(技術教育支援センターの事務)

**第11条** 技術教育支援センターの事務は技術教育支援センターにおいて処理する。

(雑則)

**第12条** この規則に定めるもののほか、技術教育支援センターに関し必要な事項は、委員会において定める。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成27年4月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。